

奈良県告示第四百四十二号

奈良県政府調達に関する苦情の処理手続（平成八年六月奈良県告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

一中「（以下「協定」を「その他の国際約束（以下「協定等」に改める。

三の1中「協定」を「協定等」に改める。

四の3中「6」を「7」に改める。

五の1中「協定」を「協定等」に改め、「以内に、」の下に「書面により」を加え、五中7を8とし、6を7とし、五の5中「3」を「4」に改め、五中5を6とし、4を5とし、五の3の(二)中「協定」を「協定等」に改め、五中3を4とし、五の2中「七作業日」を「十作業日」に改め、五中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、苦情を申し立てた者に対し、補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は、職権で補正することができる。

六の1中「要請を、」の下に「申立て後十二作業日以内に」を加え、六の4のただし書を削り、六の5を次のように改める。

5 4の場合において、当該関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由を付けて直ちに委員会に文書で通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

六の5の次に次のように加える。

6 5の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書で通知しなければならない。

七の2中「提示等」を「提出等」に改め、七の3中「提示等」を「提出等」に改め、3に後段として次のように加える。

この場合において、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

七の13中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の」

を「その」に改め、七の14中「又は」を「若しくは」に、「公開するよう」を「公開で行うこと又は証人の出席を」に改め、「できる」の下に「。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならぬ」を加える。

八の3中「供給者」を「調達に利害関係を持つ者の同意があつた場合を除き、当該者」に、「及び知的財産その他の供給者」を「、知的財産その他当該者」に改める。

九の1及び2中「協定」を「協定等」に改め、九の3中「協定」を「協定等」に、「調達の」を「当該調達の」に改め、九中7を8とし、4から6までを5から7までとし、3の次に次のように加える。

4 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

十の2中「その旨」を「、その決定の結果及びその理由」に改める。

十二中「協定」を「協定等」に、「を保管しなければ」を「(電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するための電磁的記録を含む。)を保存しなければ」に改める。

十三中「協定」を「協定等」に改める。